

特記仕様書

工事番号	24-A12W
工事名	平成23年度(繰越) 和知簡易水道事業 西部浄水場築造工事 (本体)
工事場所	京都府船井郡京丹波町 大簾 地内
工期	契約日の翌日から120日間

- 第1条 本工事の施工にあたっては、「土木工事共通仕様書(案)(平成22年4月)」(以下「共通仕様書」という。)、「土木構造物標準設計」(建設省)及び「土木工事標準設計図集」(近畿地方建設局)によるものとする。
- 2 本工事は、工事請負契約書における設計変更ガイドライン(案)(平成23年3月)によるものとする。
- 3 本特記仕様書及び共通仕様書中「請負者」とあるのは「受注者」と読み替えるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は、次のとおりとする。

第1章 総則

1-1 標示板の設置

受注者は、工事の施工にあたって、工事現場の公衆が見やすい場所に、工事内容、工事期間、工事種別、発注者、施工者等を記載した標示板を設置しなければならない。

記載項目のうち「工事内容」、「工事種別」については、以下によるものとする。

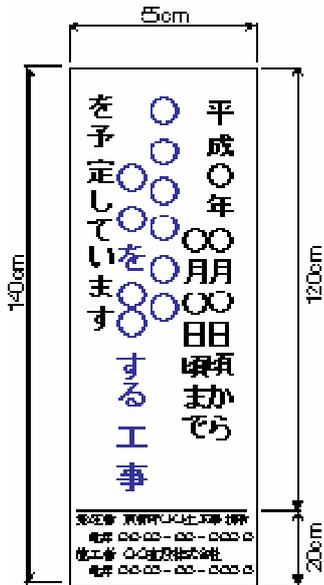
工事内容	水道施設を作っています。
工事種別	水道工事

「標示板の記載例」



設置位置	<ul style="list-style-type: none"> ・工事区間の起終点に設置する。 ・車線規制を行う場合には、規制区間の起終点にも設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所(歩行者等の支障にならない)に設置する。
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> ・路上工事開始から路上工事終了までの間設置する。
規格・色彩等	<ul style="list-style-type: none"> ・「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「○○工事」等の工事種別は、青地に白抜き文字とする。 ・「○○をしています」等の工事内容、工事期間は、青色文字とする。 ・工事種別、工事内容については、別表2を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・線の余白は2cm、線線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ高輝度反射式または同等品以上のものとする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材(ソフトカバー)を付けること。

[工事情報看板]



[工事情報看板]

設置期間	・路上工事を開始する1週間以上前から路上工事を開始するまでの間設置する。
設置位置	・予定されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「平成〇年〇月〇日頃から」、「〇〇〇を〇〇する工事を予定しています」等の工事内容については青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。 ・工事開始時に速やかに撤去すること。

[工事説明看板]



[工事説明看板]

設置期間	・路上工事開始から路上工事完了までの間設置する。
設置位置	・実施されている路上工事に関する工事情報を歩行者、沿道住民へ提供するため、工事情報看板に代えて歩道に設置する。 ・ドライバーから看板内容が見えないよう、歩道側に向けて設置する。
規格色彩等	・色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については、青地に白抜き文字とする。 ・「〇〇〇を〇〇しています」等の工事内容については、青色文字とする。 ・工事内容については、別添を参考に記載する。 ・その他の文字及び線は、白地に黒色とする。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
摘要	・1日で完了する軽易な工事、歩道のない箇所については設置しない。 ・設置の要否は沿道環境を考慮し個別に判断。

[迂回路案内看板]



[迂回路案内看板]

設置期間	・迂回路を必要とする期間
設置位置	・迂回路の入口に迂回路の地図等を標示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点において、道路標識「まわり道」を設置する。 ・ドライバー等の視認性を考慮した箇所に歩行者等の支障にならない箇所に設置する。 ・道路上に設置する場合は必要に応じ外枠に緩衝材（ソフトカバー）を付けること。
規格色彩等	・「まわり道〇〇〇m」、「***m先〇〇工事につきまわり道をお廻り下さい。」は青文字とする。 ・その他の文字及び線は白地に黒色とする。 ・地図等は、工事箇所を赤標示、まわり道を青標示とし、現在地、主要施設等を表記すること。

第2章 工事の着手

2-1 浄水場(本体)工事の着手

本工事は、監督職員より指示する。

なお、完了予定期日の変更及び設計調整により工事内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。

第3章 適正な技術者の配置

3-1 主任技術者又は監理技術者の専任を要しない期間

1 現場施工に着手するまでの期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、測量、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、工事着手届により発注者に通知するものとする。

2 検査終了後の期間

工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）事務手続、後片づけ等ののみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、検査日とする。ただし、検査員が補修（改造）命令書により工事の補修又は改造を命じた場合は、その補修（改造）の完成を確認した日とする。

第4章 受注者相互の協力

4-1 関連工事の調整

本工事は、同一敷地内及び工事用道路沿いで同等の水道工事や丹波綾部道路（工事用道路拡幅工事）が発注済であり施工に際しては、残土運搬・資材搬入等について相互連絡調整を密に行うこと。

第5章 工事現場発生品

5-1 工事現場発生品

工事の施工に先立ち伐採する立木が発生する場合は、監督職員の指示する部分については、伐採後現場発生品として、指示する場所まで運搬の上引渡しするものとする。

5-2 特定建設資材の分別解体

本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な

措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「7解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

1 分別解体等の方法

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	仮設工事 ①仮設 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	土工 ②土工 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	基礎工事 ③基礎 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	本体構造の工事 ④本体構造 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input checked="" type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	本体付属品の工事 ⑤本体付属品 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	その他の工事 ⑥その他 (舗装工) <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

第6章 施工管理

6-1 品質管理試験

本工事の施工に伴い実施する品質管理試験は、品質管理基準に記載される「必須」項目を実施し、「その他」の項目については、監督職員の指示により実施するものとする。

6-2 規格値

品質及び出来形の規格値は、土木工事施工管理基準及び規格値によるものとする。

第7章 工事中の安全確保

7-1 近接施工

- 1 本工事に隣接して下表のとおり水道施設（地下埋設物等）があるため、工事施工に際しては、監督職員の承諾を得た後に、関係官署と現地立会の上、当該施設の位置、高さ、施設の状態等を確認し、保安対策について十分打合せを行い、支障を及ぼさないようにすること。保安対策の打合せを行った時は、「立会打合せ調書」に立会者の押印を求め、当該調書の写しを監督職員に提出するものとする。

なお、打合せの結果、保安対策及び工法の変更が生じた場合は監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

- 2 受注者の責により、当該施設に支障を及ぼした場合は、速やかに監督職員に報告するとともに、関係機関に連絡し、応急処置をとり、受注者の負担によりこれを補修しなければならない。

近接施設	管理者	設置場所	立 会	移転申請状況
水道管	町水道課	府道 市島和知線 町道大簾志津志線に埋設		

7-2 安全に関する研修・訓練等の実施

受注者は、土木工事共通仕様書（案）の1-1-34「工事中の安全確保」の10から12に規定する研修・訓練等において、下請企業及び労働者へのしわ寄せの防止を図る観点から、以下の内容の研修を1回以上実施しなければならない。

- (1) 建設工事の請負契約に関すること
- (2) 労働関係法令に関すること

＜研修の参考とする図書等の例＞

- ・ 工事請負契約書（第54条）（※除草等委託契約書（第25条））
- ・ 建設業法遵守ガイドライン（平成20年9月 国土交通省）
- ・ 建設産業における生産システム合理化指針（平成3年2月 建設省）
- ・ 新しい建設業法遵守の手引（（財）建設業適正取引推進機構）

第8章 環境対策

8-1 環境等の保全

- 1 工事車両や建設機械のアイドリングストップを励行すること。
- 2 原則として省エネルギー、省資源に配慮した建設資材や建設機械等を使用すること。
建設資材：「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に規定されている環境ラベル「エコマーク」付の建設資材等
建設機械：「エネルギーの合理化に関する法律（省エネ法）」に規定されている「エネルギー消費効率に優れたガソリン貨物自動車」等
- 3 裸地の出現防止のため段階的に工事を行う等、流末の水環境の保全を図ること。
- 4 地域における伝統的行事等の実施が円滑に行われるよう地元等と十分に調整の上、工事を実施すること。

第9章 交通安全管理

9-1 安全対策費

安全対策については、道路管理者及び所轄警察署の打合せの結果により必要が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、条件変更及び受注者にて特に必要と認めた場合は、その対策等について設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

9-2 安全施設類

- 1 標識類、防護柵等の安全施設類については、現場条件に応じて設置する他、道路管理者及び所轄警察署と打合せを行い実施するものとする。
なお、打合せの結果又は条件変更等に伴い、道路保安施設設置基準（案）以上の保安施設類が必要な場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし設計変更の対象とする。
- 2 交通誘導員については、設計では計上していないが道路管理者、所轄警察署等と打ち合わせの結果又は、条件変更に伴い配置する必要がある場合は、設計図書に関して監督職員と協議の上設計変更の対象とする。

9-3 工用道路

地元大簾区内の町道大簾志津志線、府道市島和知線が工用道路であり、日曜・祭日及び指定した日は、工事作業車の運行は行わないものとする。

工用道路（又は運搬路）において、補修が必要となった場合は、設計図書に関して監督職員と協議し設計変更の対象とする。

第10章 施工時期及び施工時間の変更

10-1 施工時間

施工時間は、昼間施工とするが、協議の結果、変更が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

工種	名称	標準作業時間	備考
すべて		午前8時～午後5時	

第11章 その他

11-1 諸経費の調整

近接工事における諸経費調整は行わない。

11-2 準備費について

準備及び後片付け、調査・測量、丁張り等、伐開(支障立木の伐木を含む)、除根、除草、整地、段切り、すり付け等の作業は、共通仮設費の率計算に含まれる。

11-3 地元対策について

工事関係車両が走行する時には、地元車両を優先し、砂埃を立てないようにするとともに、騒音・振動を出さないよう徐行し、交通事故を発生させないこと。

また、土砂等で、路面が汚れたときには、直ぐに路面清掃を行うこと。

空缶・吸い殻等を捨てるゴミ箱を設置し施工現場周辺にごみ等捨てないこと。

11-4 工事書類の簡素化

- 1 別添「土木工事書類一覧表」に基づき実施するものとする。また、工事打合簿(指示、協議、承諾、施工計画書の提出は除く)、段階確認書、確認・立会書、夜間・休日作業届けの書類を提出については、電子メールにて提出できるものとする。
- 2 これらに定められていない場合は、監督職員と協議するものとする。

平成 23 年度（繰越）
和知簡易水道事業西部浄水場築造工事

特 記 仕 様 書
(ステンレス配水池・原水調整槽本体)

平成 24 年度

目 次

第1章 総 則

第1節 一般事項

第2章 配水池・原水調整槽本体工

第1節 概 要

第3章 検 査

第1節 材 料 の 検 査

第2節 中 間 ・ 完 成 検 査

第3節 他 事 業 体 の 検 査

第1章 総 則

第1節 一般事項

1.1.1 概 要

本特記仕様は、京丹波町「平成 23 年度（繰越）和知簡易水道事業西部浄水場築造工事」のうち、配水池・原水調整槽本体の築造工に適用するものであって、関係法規、一般仕様書、その他特別に定めたもののほかは、すべて本仕様書に準拠し、本町水道監督員(以下監督員とする)の指示により、施工にあたらなければならない。

1.1.2 法規の適用

本工事に適用する規格並びに基準は、特に記載しない事項については、下記によること。

(1) 規 格

配水池・原水調整槽に使用する構造材質は以下の規格に適合するもの、又は、これと同等以上の機械的性質、化学的成分を持つものとする。

① 鋼板	JIS G 4304	熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4305	冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯
	JIS G 4321	建築構造用ステンレス鋼材
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
② 構造用形鋼	JIS G 4317	熱間圧延ステンレス鋼等辺山形鋼
	JIS G 4303	ステンレス鋼棒
	JIS G 3101	一般構造用圧延鋼材
③ 鋼管	JIS G 3459	配管用ステンレス鋼鋼管
④ 溶接材料	JIS Z 3321	溶接用ステンレス鋼棒及びワイヤ

(2) 指 針

水道施設耐震工法指針を基とし、設計用水平震度は $KH=0.49$ （レベル 2 I 種地盤）とする。

1.1.3 施工適用

(1) 配水池・原水調整槽築造工

- | | |
|-----------|---------------------------|
| (ア) 架 台 工 | コンクリート基礎天端にアンカーボルトにて据付ける。 |
| (イ) 底 板 工 | パネル全溶接及び不動態化处理。 |
| (ウ) 側 板 工 | 〃 |
| (エ) 天 井 工 | 〃 |
| (オ) 内部補強工 | 補強材組立。 |
| (カ) 付 帯 工 | 昇降設備・人孔・通気口・内部配管・手摺等 |

1.1.4 施工責務

本工事の施工にあたっては、請負者は、一般仕様書の定めるとおり各関係規則・基準を遵守し、遅滞・施工漏れのないように行う。

また、本仕様書及び設計図書に明記されていなくても、構造体の安全確保及びに設備の目的、機能上または施工上当然必要とするものは、監督員の指示に従って行う。

1.1.5 届出・手続き

本工事に必要な届出・手続き等は請負者が代行し、これに要する費用はすべて請負者の負担とする。

1.1.6 質 疑

工事施工上または製作上、不審の点あるいは設計図・仕様書等に疑義のある場合は、監督員に申し出てその指示に従う。

1.1.7 軽微な変更

工事施工に際し、現場の収まり、もしくは取合上、機材の取付位置、または取付方法等に軽微な変更は監督員の指示によって行う。

この場合において請負金額の増減は行わない。

1.1.8 使用機材

- (1) この工事に使用する機材は、各仕様書および設計書に記載してあるものとし、現場搬入の都度監督員の検査を受け、これに合格したものを使用する。
- (2) JIS に制定されているものはこれに適合し、かつその他の規則の適用を受けるものは、形式承認済みのものを使用する。

1.1.9 提出書類及び図面

請負者は、工事着手前に次の書類及び図面等を監督員に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 書類

(ア) 工事主任技術者、工事着手届兼現場代理人届（経歴書を添付すること）

(イ) 工事工程計画書

(2) 図面

(ア) 各種製作承認図（工場並びに現場製作品）

(イ) 各種配管、据付施工図面

(ウ) その他監督員の指示する図面

1.1.10 施工中の点検または立会い

この工事施工に際し、築造後容易に点検できない配管その他の施工箇所は、原則としてその課程において監督員の点検または立会いを求めなければならない。

1.1.11 検査及び試験

本工事で特に必要と認めたものは、監督員立会いの検査及び試験を行う。

1.1.12 工事用の水及び電力

工事用の水、電力等の仮設物は、請負者において手続きの上施工し、これに要する一切の費用は請負者の負担とする。但し、水張試験用の水は、該当しないものとする。

1.1.13 工事に関する報告

請負者は、工事の進行、労務者の就業、機材の搬入、天候等の状況を示す工事日報を作成すること。また、月間及び週間工程表についても形式、内容を監督員と協議し、作成すること。

1.1.14 保証

工事完成引渡し後、1年以内に施工または機材の不良に基づく事故等が発生した場合は、無償で補修するものとする。

第2章 配水池・原水調整槽本体工

第1節 概 要

本工事の構造は、ステンレス・パネル全溶接とするもので、コンクリート基礎に鉄骨受台を設置し、この上にパネル及び補強材を組立てる。

(1) 構造形式

- (ア) 特殊形状に成型したステンレス壁板を止水板として内部をフレーム構造としたパネル&フレーム構造（ブレース付ラーメン構造）とする。
- (イ) 接合方法は、ステンレス溶接（T I G溶接）にて行う全溶接構造とする。
- (ウ) 清掃時を考慮して、池底は凸凹のないフラット構造とする。
- (エ) 内部構造は、点検や清掃時のスペースを確保するため、池底面から2 m H までは水平補強材がない構造とする。
- (オ) 溶接作業者は、原則として「JIS Z 3821」の試験の合格者でなければならない。

(2) 形状寸法

- (ア) 容 積 223 m³
- (イ) 本 体 全体寸法 7.5m×8.0m×4.5mH
配水池 3.5m×8.0m×4.5mH (2池式)
原水調整槽 4.0m×8.0m×4.5mH (2池式)
- (ウ) 有効水深 4.0mH
- (エ) ▽H.W.L +219.10
- (オ) ▽L.W.L +223.10
- (カ) その他 設計図による。

(3) 設計条件

- (ア) 積雪荷重 垂直積雪高さ 90cm (20N/cm/m²)
- (イ) 設計水平震度 KH2=0.49 (レベル2 I種地盤)

(4) 本体材料

(ア) 底板	2.5t	SUS445J1
(イ) 側板 1 段目	2.5t	SUS445J1
(ウ) 側板 2 段目	1.5t	SUS329J4L
(エ) 側板 3 段目	1.5t	SUS329J4L
(オ) 天井板	1.5t	SUS329J4L

使用材料は「JIS G 4305 冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」及び「JIS G 4304 熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯」によるほか、ミルメーカー発行の材料証明書を添付できるものとする。

(6) 付帯設備

(ア) 人孔蓋	φ 600 施錠付	SUS329J4L
(イ) 通気口	100A 防虫網付	SUS329J4L
(ウ) 内梯子	W300	SUS329J4L+SUS444
(エ) 外梯子		SUS304
(オ) 手摺	H1100	SUS304
(カ) ひさし	W150	SUS444
(キ) 水位計口	200A	SUS (内部：VU 有孔管 φ 200)
(ク) 電極口	100A	SUS (内部：VU 有孔管 φ 100)

(7) 付帯配管

(ア) 浄水移送管	100A	※SUS304TP／上水 F SUS304
(イ) 配水管	150A	SUS304TP／上水 F SUS304
(ウ) 導水管	100A	※SUS304TP／上水 F SUS316
(エ) ろ過原水管	100A	SUS304TP／上水 F SUS304
(オ) 越流管	100A	※SUS316TP／上水 F SUS304
(カ) 排水管	100A	SUS304TP／上水 F SUS304
(キ) 連通管	100A	SUS304TP／上水 F SUS304

※気相部付近の配管は SUS329J4L、フランジは上水 F SUS316 とする。

※仕切弁等の材質仕様は設計図によること。

(8) 非破壊試験（発泡漏れ試験）

(ア) 真空法

透明な窓のある真空箱を底板溶接線上にのせ、真空箱の中を真空にし、溶接線の漏れ箇所を溶接面表面に塗布した発泡液の泡の形成を観察することによって検知する。

(イ) 加圧法

側板溶接部の反対側に気体で圧力を加え、溶接面へ通過する気体の漏れ及び箇所を側板溶接面の表面に塗布した発泡液の泡の形成や気体の噴出を観察することによって検知する。

(9) 水張試験

池内洗浄後、HWLまで浄水を張り、24 時間後の水位の経過や外部からの目視による観察等を実施し、漏れがないことを最終確認しなければならない。
漏れが発見された場合は、直ちに請負者の負担により十分な処置を施さなければならない。

第3章 検 査

第1節 材 料 の 検 査

- (1) 材料はすべて、工事現場へ搬入直後、検査願書を提出の上、監督員の検査を受けるものとする。
- (2) 監督員が必要と認めた場合、又は工作物仕上げなどの都合上、止むを得ない場合は、搬入以前に監督員の検査を受けるものとする。
- (3) 搬入材料が見本品と異なり、又は JIS・JAS・JWWA 等合格品であっても不良品と認められた場合は、直ちに優良品と交換し、監督員の承認を得なければならない。

第2節 中 間 ・ 完 成 検 査

中間・完成検査は、本市工事検査員が設計書、工事記録写真、竣工図(中間検査の場合は除く)、工事関係書類により検査するものとする。

この場合、請負者は検査に必要な器具を用意し、係員を配置しなければならない。

第3節 他 事 業 体 の 検 査

官公庁および電力会社等の検査を必要とするときは、予め監督員の承認を受けてすべての手続きを代行するものとする。